

18歳選挙権を踏まえた学校教育における政治教育

Political Education in a School Education Based on a Suffrage 18 Years Old

鎌倉 博 *KAMAKURA Hiroshi*
(人間発達学部)

1. 18歳選挙権を保障した公職選挙法改定の背景と効果

2015（平成27）年に公職選挙法の一部を改定する法律が成立し、翌年6月19日より年齢満18歳以上満20歳未満の者も国政及び地方の各種選挙に参加することができるようになった。改定の背景には、選挙人年齢引き下げの国際動向、少子高齢化における若者世代の声の反映などとともに、各種選挙における若者世代の低投票率の改善があったとされている¹⁾。

そこで、18歳選挙権獲得に因りいかに投票率が上がったのか、その効果を確認してみた²⁾。ところが、法律改定後初の国政選挙であった2016（平成28）年参議院選挙では全体54.70%で10代は46.78%、2017（平成29）年衆議院議員選挙では全体53.68%で10代は40.49%、2019（令和元）年参議院議員では全体48.80%で10代は32.28%と、数字上では全体としての投票率を下げる結果であった。若者の低投票率改善を期待していた点で言えば効果が表れたとは言えない。

2. 調査結果に見る若者の政治関心

(1) 現代日本社会に対する若者の問題意識

内閣府がまとめた「我が国と諸外国の若者に関する調査」結果³⁾の図表18「自国の社会に満足しているか」を見ると、「満足」「どちらかと言えば満足」がドイツでは約70%、アメリカ・イギリス・スウェーデンが56～57%、フランスが44%、日本は韓国とほぼ同数で約38%であることが分かる。

また、図表7「悩みや心配ごと」では、「心配」「どちらかといえば心配」を合わせた数字で「自分の将来のこと」を挙げた日本の若者が78%もいたことも分かる。

では、若者は何をもって「自分の将来のこと」を不安に思っているのか。その回答は、同調査項目の他の内容に投影されていると筆者は考えた。同項目で「心配」「どちらかといえば心配」を合わせた数が最も多いのは「お金のこと」（約8割）、2番目は「仕事のこと」「就職のこと」（ともに約7割）、3番目は「勉強のこと」「進学のこと」（約6割）、4番目は「性格のこと」「健康のこと」「容姿のこと」「体力のこと」と「政治や社会のこと」（約5割）なのである。「性格のこと」「健康のこと」「容姿のこと」「体力のこと」は「自分自身のこと」と言い換えることが可能かと考えるが、「お金のこと」は経済問題、「仕事

のこと」「就職のこと」は雇用や労働の問題、「勉強のこと」「進学のこと」は教育の問題、「政治や社会のこと」は、まさしく政治や社会状況に直結する現代的な社会課題と言える。

そのことは、図表19「自国の社会問題」で、貧富・学歴による収入・性別による差別、老人・身体障害者などへの社会福祉の不十分さ、環境破壊、失業などに日本の若者は問題を感じているとともに、「まじめな者がむくわれない」「良い政治がおこなわれていない」「若者の声が反映されていない」と感じている若者が少なくはないことにも表れていると考える。

図表18・7・19に示されている結果を見ると、日本の若者は現代社会の問題を身に染みて感じている、感じざるを得ない状況にあることを自覚していると言える。

(2) 現代日本社会における若者の改革意識

引き続き同調査結果で見る。

その図表13「今の政治にどのくらい関心があるか」では、ドイツ約70%、アメリカ約65%、イギリス・フランス・スウェーデン・韓国は約54~59%が「非常にある」「どちらと言えば関心がある」と回答しているのに対して、日本は約43%なのである。またその結果は、2013（平成25）年度の日本の同調査結果と比較しても7%下がっていることが分かる。

図表14「政策決定過程への関与」では、「子どもや若者の意見を聴くようにすべき」が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」合わせて約70%もあるにも関わらず、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」と考える若者は約32%にとどまっていること、「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」と考えている若者が約58%であることも分かる。

図表13と14の結果からは、政治的関心は決して高くはないこと、その理由は若者の声が届いていない、届いていたとしても活かされているという確信が持てていないこと、また政治家の力が大きく、自分達の力によって政策実現できる可能性をもちきれていないことにあると感じていることが読み取れるものと判断した。

3. 学校教育における政治教育

(1) 教育基本法における定義

教育基本法第14条では、

「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育
その他政治的活動をしてはならない。」

と定めている。教育活動として「してはならない」ことの条件の下、政治的教養を深める教育活動は「教育上尊重されなければならない」とされている。

参考までに本法は、2006（平成18）年に改定された。旧法の同条文では「教育上これを尊重しなければならない」とされていた。「尊重」に対する重みがやや低下した印象は受けるものの、政治的教養を高めていくことを学校教育の中に位置付けていることには変更はない。

(2) 学校教育で行われている政治教育

政治教育というものをどうとらえるか。筆者の考える政治教育は、

- ①現代日本における政治制度の学習
- ②政治への直接参加と間接参加の学習
- ③政治選択・政策立案に関わる個々の児童・生徒の社会認識の形成のための教育活動
- ④日常生活における意見表明及び自治活動の展開による政策立案・推進力の形成のための教育活動

の4点と定義付ける。

①は、憲法と法律、旧憲法と現憲法、三権の役割と尊重、国と地方自治の関係、政党とその役割等、日本の政治制度の仕組みを理解する学習のことである。②は、政治への直接参加としての意見表明権や請願権等、間接参加としての選挙制度等の学習のことである。①②は、教材も活用した教科教育における授業の中で主に行われる。

対して③は、児童・生徒の社会的関心に基づく探究活動による問題解決過程において深められる。④も校内においては児童会・生徒会活動、その児童・生徒の企画・運営による行事・自主活動等の実現、校外における社会参加活動等において高められる。よって③④は、教科教育と関わりながらも主には教科外の総合的な学習の時間や特別活動等で行われる。

この4つの視点により、以下、現代日本の学校教育において行われている政治教育を概括してみたい。

① 現代日本における政治制度の学習

小学校では、学習指導要領社会第6学年において、「我が国の政治の考え方や仕組みや働き」「グローバル社会における我が国の役割」「日本国憲法」「立法、行政、司法の三権」「国民主権」「国と地方公共団体の政治の取組」「国際連合」等を学習することが明記されている。

中学校では、学習指導要領社会の地理的分野で「少子高齢化の課題」「過疎・過密問題」「資源・エネルギーと産業」「交通・通信網の整備」「日本と世界の結びつき」等、歴史的分野では「人権思想」「立憲制の国家」「我が国の国民の政治的自覚の高まり」「外交の展開」「軍部の台頭から戦争までの経過」「経済の変化の政治への影響」「経済や科学技術の発展」「領土」等を学習することが明記されている。また、公民的分野でも、「現代社会を捉える枠組み」「国民の生活と政府の役割」「人権の尊重と日本国憲法の基本的原則」「民

主政治と政治参加」「私たちと国際社会の諸問題」「勤労の権利と義務」「労働組合の意義と労働基準法の精神」「財政と租税の意義、国民の納税の義務」等を学習することが明記されている。

さらに高等学校では、地理歴史科及び公民科において中学校に位置づく内容をさらに深く学ぶことになっている。

学習指導要領を見る限りにおいては、制度としての政治学習は年齢に応じて一定保障されていると言える。しかし、それがどこまで深く児童・生徒が理解できる学習として展開されているかを問題にしなくてはならない。筆者が関わる研究団体等では政治教育に当たると判断される実践に個々接することはできる⁴⁾。しかし、それがどのクラスでも行われているのかを確認できるものは見当たらない。特に高等学校においては、希望する大学に進学するための受験知識として学ぶにとどまっている懸念を感じざるを得ない状況にある。

日本社会の政治の仕組みを淡々と学ぶのではなく、現代において生じている国際関係・安全保障問題、税負担とその使い道、経済格差、人権の問題などに対して、何が要因でそれらが社会問題となっているのか、どのようにしていけば解決が図れるのか、その際に行行政・立法・司法の三権がどのように機能し得るのか・していくべきなのか等を考えたり、探究し学びを深めたりすることで、現代日本における政治制度の学習は「生きる力」として働くものと筆者は考える。

その点で、教科教育の社会科とともに、教科外教育に位置づく総合的な学習及び総合的な探究の時間で何が題材化され、どのように探究活動が展開しているかである。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会生活・総合的な学習の時間ワーキンググループが、そのあり方の検討をした際の資料によれば⁵⁾、中学校の具体的な学習内容は「キャリア」「伝統と文化」「福祉・健康」が主流で、現代的な社会課題に通じ得る「国際理解」「環境」「まちづくり」などは20%程度の学校でしか年間指導計画に位置づいていない。高等学校普通科で見ると、圧倒的に「キャリア」が占め、「伝統と文化」「福祉・健康」でさえ20%代で、「まちづくり」は10%を切る状況にある。現代日本における政治制度の学習は「生きる力」として深められているとは言えないと考える。

② 政治への直接参加と間接参加の学習

学習指導要領に基づく政治への直接参加は主に憲法学習として、特に「国民の権利と義務」の中で扱われていると推察する。しかし、「国民の権利と義務」では基本的人権の理解を深める学習の一方で、納税を例とする義務学習として行われていることが多く、政治への直接参加である「第十六条 請願権」を具体的に学習することまでは問われてはいない。

その基本的人権の理解についても、1989年国連総会で採択され、1994年国会で日本も批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」第42条に、

「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいず

れにも広く知らせることを約束する。」

としながらも、学校教育で意識的に広報しているとは言えない⁶⁾。同条約第12条には、児童・生徒に「自由に自己の意見を表明する権利を確保する」こと、そのために「あらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」とある。特に第2項は、政治への直接参加を児童においても保障することを意味しているものと解釈される。

しかし現代日本においては、司法・立法・行政の場に直接的に児童・生徒が参加できる機会が設けられている例を見たことがない。

一方で、政治への間接参加はどうであろう。この点に関しては、特に公職選挙法改定で選挙権が18歳以上とされたことから、総務省と文部科学省とが共同作成した副読本⁷⁾を活用しての授業や、各地方自治体選挙管理委員会等による出前授業など⁸⁾の活用によって、体験活動を含む学習が近年積極的に行われるようになった。具体的には、間接代表制の政治の仕組み理解、模擬投票、模擬議会といった形での学習活動が展開されている。

③ 政治選択・政策立案に関わる個々の児童・生徒の社会認識の形成のための教育活動

政治選択・政策立案に関わる個々の児童・生徒の社会認識の形成能力は、小学生、中学生、高校生とでは違いがあると考えられる。

小学生では身近な家庭・学校・地域で直面している問題として、中学生ではその身近な家庭・学校・地域の問題が社会構図の中で直面する問題として、高校生では世界規模・地球規模で起こっている事柄も直面する身近な問題になっていることに気づき、問題解決していく学習が考えられる。これらは主に授業活動として行われる。

しかし、これもどの程度、日本の学校教育で取り組まれているであろうか。文部科学省が委嘱した主権者教育推進会議の「最終報告書」⁹⁾では、今後の主権者教育の課題として「幼少期の頃から社会の動きに関心を持つこと」(p. 7)「「正解主義」を乗り越えて、「学びの主体」である児童生徒の力量形成に向けた授業改善を推進する」(p. 11)としている。

東日本大震災で家族の生命や財産も奪われるほどに甚大な被害を受けた児童が通う宮城県石巻市立雄勝小学校では、自分達の故郷を取り戻そうと児童の学習活動を展開し、復興のための町づくり協議会に参加して意見表明する機会を得た。そうして石巻市は、児童らの願う形での雄勝町の復興に挑もうとした¹⁰⁾。小学生であっても、大人を揺り動かすような社会思考を働かせることができる可能性を具体的に示している。

しかし、こうした学習活動がどこでも行われていると言えるだけの事例集を目にする事はない。

④ 日常生活における意見表明及び自治活動の展開による政策立案・推進力の形成の教育活動

学級内活動、児童会・生徒会活動等における、児童・生徒が主体となった学級、学年、学校行事等の取り組みも、筆者は政治選択・政策立案に関わる個々の児童・生徒の社会認識の形成に寄与しているものと考えている。新型コロナ・ウィルス感染防止のために様々な行事が縮減される中、生徒たちの思いを受け止め、生徒たちによる行事等の実践を進めている事例も目にする¹¹⁾。しかし、ここでもそれらが全国的な動きになっているとは感じられない。

生徒達からの不満とされている校則問題が、近年改善に向けて動き出した。必要以上に生徒を制約していると言わざるを得ない校則が議会でも問題とされるようになり、文部科学省もその見直しに動き出したのである¹²⁾。しかし、その校則問題の改善が、生徒自身の直接的な働きかけによるものとしての成果と受け止めてよいのかについては疑問である。なぜならば、児童・生徒に理解ある大人たちが声を挙げて議会に働きかけ改善しようとした動きは見られるものの、生徒総会や生徒会役員の働きかけ等の過程で改善された例を目にすることが少ないからである。願いとしては実現したものの、それが児童・生徒の強力な働きかけによるものでなければ、日常生活における意見表明及び自治活動の展開による政策立案・推進力の形成に至ったとは言えない。

全国の高等学校の中には、三者協議会や四者協議会が開かれ、生徒代表が学校側に校則改善を求める働きかけを行っている学校があることも確かである¹³⁾。学校づくりにおいていかに生徒の参加があるのか、それは日常生活における意見表明及び自治活動の展開による政策立案・推進力の形成に大きく影響していると筆者は考える。

しかし、実際には児童・生徒の自治が保障されているとは言えない。千葉市に限定した事例ではあるが、市の若者・政治参加アドバイザーを務めている高橋による実態調査の結果から、生徒の自治の一形態としての生徒会役員選出及び活動がいかに形骸化してしまっているかが視える¹⁴⁾。

4. 児童・生徒をどう見るか

(1) 学習形態による児童・生徒の位置づけ

2018（平成29）年の小学校及び中学校、2019（平成30）年の高等学校の学習指導要領改訂において、「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」が位置づけられた。

学校教育が教授の場となる傾向が強まってきているとされていた中で、児童・生徒の学びの意欲が低下したとされた。そこで、「新しい学力観」を打ち出した指導要領の改訂によって、「指導から支援」が強調され、その後「生きる力」の必要性も言われ、体験学習も重視されるようになった。今回の改定による3つの資質・能力では、「知識・技能」の獲得も重視しながらも、「思考・判断・表現」「学びに向かう力、人間性」を位置づけた。

教育の歴史的動向を踏まえれば、明らかに教授としての授業から、児童・生徒自身が学びを深めていくための指導・支援による学習能力の形成を重視する方向になってきていると言える。

以上を前提とすれば、授業の受け手であった児童・生徒が、学ぶ主体としての位置づけへと徐々に変わりつつあるものと筆者は考える。

(2) 「社会の一員」としての児童・生徒

中央児童福祉審議会の発議以来、中央・地方の関係各方面での2年がかりの検討・審議を経て制定されたとされている「児童憲章」では、「児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる」として「児童は、人として尊ばれる」とともに「社会の一員として重んぜられる」と定義された。児童憲章が制定されたのは1951（昭和26）年のことである。なお、「児童」とは現在は「20歳未満」であり、少年法の改正によっては「18歳未満」とされる可能性も生じている。

その後の1959（昭和34）年、第14回国連総会において「子どもの権利宣言」が採択された。その前文では、「子どもが、幸福な時代を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有できるようにする」「以下の諸原則に従って斬新的にとられる立法及びその他の措置によって、これらの権利を順守する」ことが挙げられた。こうした世界的な動向も踏まえて、1989（平成元）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が同様に国連で採択され、1994（平成5）年に日本も批准したのである。ここで特に確認しておきたいのが、前述の第12条2項である。ここにおいても明確に、児童・生徒を社会の一員と見なす見解が示されていると考える。

2018（平成29）年改訂の小学校及び中学校学習指導要領の総合的な学習の時間第1目標では、3つの資質・能力のうちの「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標として「積極的に社会に参画しようとする態度を育てる」を挙げている。同様に、2019（平成30）年改訂の高等学校学習指導要領においても、同目標に「新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を育てる」を挙げている。

「児童憲章」の精神は必ずしも国民的に浸透したとは言えなかった。しかし、学習指導要領に上述の目標が掲げられてきた現在、児童・生徒を社会の一員と見ることが、日本でも意識されつつあるものと考えられる。

(3) 裁判員裁判官への18歳任用の動き

本2021（令和3）年5月21日に少年法等の一部を改正する法律が成立したことにより、翌2022（令和4）年4月1日から施行されることになっているが、同時に成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されることになっている。このことに伴い、裁判員に選ばれる年齢も18歳に引き下げられるとのことである。実際の運用は2023（令和

5) 年からになるようであるが、司法においても18歳以上の参加に道が拓かれることになる¹⁵⁾。

公職選挙法改定に伴う18歳選挙権獲得において間接参加ではあるが立法に、そして民法等の改定で司法にも18歳の判断が付託されていくことになる。

(4) 政治教育学の展開

小玉は、近年の世界的なシティズンシップ教育の台頭を踏まえて、日本型教育でよく見られる社会問題解決学習の一環として行われている「ボランティア活動一辺倒」を、「単なる使い捨て要員」を育てる」ものとして批判し、イギリスの政治学者バーナード・クリックの民主主義国家における政治を擁護するためにも政治教育が必要であるとの考えも示しながら、

「学校は社会や政治から独立した中立的な聖域と見なされる傾向があった。従来の教育学もそのようなとらえ方を支えてきたのでないかと考えられる。しかし現在、そのようなとらえ方は有効性を失いつつあり、教育や学校を政治と不可分なものとしてとらえることが、理論的にも実践的にも求められている。そのことは「教育政治学」という新しい分野の開拓を要請する。」(はじめに)

として「政治教育学」を提唱している¹⁶⁾。

林は、「受験に役立たない」として「政治教育・選挙教育・主権者教育には十分な時間の確保ができていない」(p. 71) 状況を問題視している。そうして、18歳選挙権獲得を積極的な学習活動に活かしていない学校教育の現実を批判し、模擬投票・模擬議会等の実施を「優れたプログラム」として推奨しつつ、それだけではなく「大事なのは日々の教育活動を通じて社会や地域で起こっている出来事について考え、調べ、話し合う機会を設けることである」(p. 72) としている。すなわち、身近な出来事の中に現代社会の問題、政治課題があることに気づかせながら、「地域の課題について、おとなだけでなく、その街で生活している子ども自身も参加して考えることが不可欠である」(p. 75) として、実生活・実社会の課題に大人と共に問題解決のために関わっていくことの重要性を述べている。また、「平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的にした政治的教養を育む教育」を実行に移し、「生徒が、国家・社会の形成者に主体的に参画していくこと」をより積極的に推進することが、これからの社会には不可欠である。」(p. 74) とも述べている¹⁷⁾。

2人に共通するのは、政治的教養の教育、さらに焦眉化した政治教育が学校教育に必要なだという考えである。

(5) 高等学校における教育目標の再考

小玉が「中等教育段階における政治教育は大学教育（高等教育）に従属するものではな

い」として、「それ自身において固有の存在意義を有するものとして把握されている」(p. 170)との指摘は大変重要である。林が先に、「受験に役立たない」として「政治教育・選挙教育・主権者教育には十分な時間の確保ができていない」現代日本の学校教育を批判した考えに底通するものと考えられる。その小玉は、「完成した市民を世の中に送り出す」(p. 170)ところに中等教育の固有の機能を見出し、その中核に政治的リテラシーの養成を位置づけようと考えている。

こうした考えは政治教育を専門とする教育者だけが主張しているわけではない。実際に教員養成に関わっていると推察される、生徒指導、キャリア教育を専門とする教育者の中にも同様の考えが示されている。

白井は「子どもたちがまわりの子どもたちと力を合わせ、さらに大人たちとも共同し、新しい社会をつくっていく担い手となるように育てている。そうした機会を学校が提供するのも進路指導・キャリア教育の意義である。」(p. 138)としている。進路指導・キャリア教育は生徒の進学・就職等確定のための教育になりがちである中、白井は「新しい社会の担い手」を育てることにこそ焦点化すべきとの考えを示している¹⁸⁾。

中妻はさらに明確に、「高等学校の生徒指導は、18歳選挙権の実施もあり、主権者として社会に出ていく子どもを育てることが課題となる。」としている。生徒指導もまた「社会常識」「学校が考える校内での好ましい言動」に繋がる教育活動になりがちである中で、「主権者として社会に出る」生徒の育成に焦点化すべきと主張しているのである¹⁹⁾。

白井も中妻も領域に関わる教育活動での考えを綴っているが、これは筆者が推察するに、小玉や林らが考える高校教育の目標を「完成した市民」の1人として社会に送り出すことに繋がっていると考える。このことは、改訂学習指導要領で示されている目標とも合致するものと筆者はとらえるとともに、共通して中等教育の出口である高等学校における生徒像の再考を学校教育に求めていると考える。

5. 子どもの社会的関心と現代日本の学校教育

(1) 学校外での発信に見るもう一面の児童・生徒

日曜日を除く毎日、中日新聞は小学生から高校生までの投書を「次世代から」(かつては「ヤングアイズ」)として掲載している。ここには、小学生から高校生までの世代が、日々感じている事柄、将来の夢とともに、現代社会が抱える様々な問題に対する思いがリアルに綴られている。筆者は総合的な学習の時間の題材研究としての参考として、現代社会が抱える様々な問題に対する思いを綴ったと思われる記事を切り抜きし、そのタイトルを日々打ちためてきている。以下はその一端を示す、2020年1月の投書のタイトルである。空欄は、日曜日で投書掲載がないか、2(1)に示した「自分自身のこと」に分類されると筆者が判断した投書だけが掲載された日である。

1日	(高) 障害への偏見なくそう
2日	
3日	(小) 個性認め いじめなくせ (小) 力合わせ動植物守ろう (小) 戦争の悲劇を忘れない (小) 平和の時代い持したい
4日	
5日	(高) 欧州の休み方 日本にも
6日	
7日	
8日	(高) 多言語時代意識し交流
9日	(高) AI との共存を考えては
10日	(小) 戦争 悲しいことばかり (小) 障害学び 世の中変える (小) プラゴミで海を汚すな (高) 釣銭なし 便利だけど (高) 変わる時代 改憲の機運 (高) ネット情報 取捨選択を
11日	
12日	
13日	
14日	
15日	
16日	
17日	(小) 戦争体験聞き怖さ知る (中) 軽減税率 疑問いっぱい (中) 福祉充実なら増税賛成 (高) 過剰な風紀指導に不信感 (高) 入試の性別不問に賛成
18日	(中) 女子の制服もズボンに (中) 「置き勉」増やすの反対
19日	
20日	(中) 給食時間をもっと長く
21日	(高) 現代女性を真の太陽に
22日	(高) ペットの命を簡単に奪うな
23日	(高) 気配りで虐待を減らそう
24日	(中) 消費増税分 有効活用を (中) 高齢者に優しい日本に (高) スカート なぜ女性だけ (高) 球児の丸刈りに違和感 (高) 学びは一生終わらない
25日	
26日	
27日	
28日	(中) 消費税率 混在で複雑
29日	
30日	(小) 戦争を自ら調べ伝えたい
31日	(中) 税体系は分かりやすく (高) 皆勤賞なんていない (高) 化粧の授業してみても (高) 自分の頭で判断しよう (高) 考えながら善く生きる

上の投書一覧を見ると、第1に学童期高学年ではいじめ、戦争と平和、動物との共存、障害者理解、環境問題からの視点で、すでに現代社会が抱える問題への関心を示していること、第2に中高校生になると上記の他に、学校生活、校則、休息、多言語化、AI、税、

男女差別、虐待、高齢者福祉、生き方などにも関心を示している。

筆者が気に留めるのは、こうした学校外での発信は学校内でも取り上げられているのか、そうしてこうした発信を題材にして学校内で児童・生徒同士が話し合い、社会認識・政治認識が深められているのかということである。

(2) 「子ども学演習」での試みから

1年次必修科目「子ども学演習」では、「子ども」という存在を、乳幼児期、学童期、思春期という発達の視点で成長を見つめ、そのための保育・教育・子育てのあり方を深めるとともに、家庭環境に恵まれない子どもたちの養護や、子どもたちにとっての芸術の役割などについても学びを深めている。

その一環で、5週にわたって5つあるグループごとに、1つのテーマで討議し、学年全体でその発言内容を共有する取り組みを行っている。その中の1回に「日本と近隣国との関係を踏まえながら日本の安全保障について考える」とのテーマで話題提供したことに基づいて討議を組織した。特に日本を核武装すべきかでは拮抗する討論となった。

以下はその討議を終えての受講生の授業感想である。

- 政治的な話はタブーという風潮があるからなのか、ただ無縁なだけなのかはわかりませんが、人と話していいのかなって言う気持ちになりました。話し合いで解決するわけではなく、一つにまとまる訳でもないです。ですが、どっちの意見の人も、反対の意見を持つ人に理解を示し尊重していました。こういう風にお互いを尊重した話し合いができれば平和に近づくのかなと感じました。
- 私はあまり社会の問題について詳しくないのですが、今回はたまたま家族で話したことがあった内容だったため、自分の考えをいうことができた。また、このように話し合うことで、様々な意見に耳を傾けることができるため、このような話し合いは、社会を知っていくためにも大切だと感じた。
- 今回の討論はとても内容深い討論になり、様々な意見を聞くことでそんな考え方もあるんだ！など納得するものが沢山あった。先生が言ったようにみんなが違う意見だからこそはっきり決まらなくて長く問題として日本が抱えているのだと改めて思った。あと、隣国の状況とかをなかなかニュースで見れなかったりするの、授業でどのような状況なのかを学べて良かったです。
- 自分の中だけで強く意見を持つことはあまりいい事ではないと改めて感じた。個人だけではもちろん偏見もあり、どうしても知識の限界がある。だからこそ意見を持つという事に対しては、話し合い、自分の考えをもう一度見つめ直すという行為が大事な役割を果たすのだと学んだ。政治などに触れる機会が少なかったが、今回の話し合い等を通して自分も社会の一員なのだと自覚した。今後、社会問題等に触れる機会を積極的に増やしていきたいと思う。
- 自分の考えと違う考えを聞いて沢山学ぶことができました。核兵器が必要な人と必要でない人の意見をしっかり聞き納得いく意見がありました。選挙に行く為にも憲法改正についてや核兵器について考えなければいけないのですが、普段あまり考えていなかったので今回の討論で考えることができよかったです。

筆者はかつて全学共通選択科目である「総合的な学習」を担当していた。当該授業では、「①現代の日本及び国際社会に関心を向け、特に問題にすべき点について、ともに調べ、話し合いながら、自分なりの解決策を考え、発信できる力量をつける。②18歳選挙

権を積極的に行使できる主権者となるための教養と、社会を見つめる視点を獲得する。」ことを目標とし、現代日本における社会問題に目を向け、その問題点を探究し、レポートして、受講生内の中でシンポジウムのような形態で全員発表する機会を組織した。そこでも、上記「子ども学演習」における討論の感想と同様の反応があった²⁰⁾。

(3) 学校外活動における高校生たちの発信

現役高校生もメンバーに加わっている「学校内民主主義」を考える検討会議は、文部科学省及び各地方自治体・教育委員会、各学校宛に学校内民主主義に関する提言を送付した²¹⁾。そこには「校則の改正プロセスの明文化」「学校運営への参加」「生徒会活動に関する副読本の開発・全校配布」「子どもの権利条約を教育課程に盛り込む」などの要望が盛り込まれている。

新聞報道²²⁾によれば、病気療養中の高校生自身が「病気療養中の高校生のオンライン授業による授業参加を実現する会」を結成し、県知事に機器導入の公費助成を求める要望書を提出し、議会でもその要望が取り上げられている。あるコンビニエンス・フランチャイズは、総菜の販売促進のために名付けていた「お母さん食堂」を、ガールズスカウト日本連盟の高校生からの「女は家事をし子どもを育てる」意識を助長しかねないと表明したことから、その名称を取りやめた。温暖化対策の強化を求める生徒・学生らは「Fridays For Future（未来のための金曜日）」を結成し、エネルギー政策を推進する経済産業省前で宣伝行動を行っている。

学校外における政治行動は、「家庭の理解の下、生徒が判断し、行うもの」²³⁾である限り禁じられてはいない。

(4) 子どもの社会的関心と現代日本の学校教育

筆者が以前勤務していた私立学校における総合学習（一般には「総合的な学習」と呼称しているが前任校では「総合学習」としていた）では²⁴⁾、3年生は東京都世田谷区で幻になりつつあった「大蔵大根」に目を付け研究を通して発信することで、現在は日本を代表するブランド大根と評されるようになった。4年生は東京の水脈でもある「多摩川」と関わる実体験活動を通して飲み水にもなる多摩川の水質に着目し、排水やゴミ処分などのあり方にも目を向け、その研究は関係者からも注目されている。5年生は「日本の米や野菜」に着目して、外国米に頼り国産米が減反される中で、「日本の米や野菜」を守るために頑張る農家に密着し、日本の食糧問題を考えてきている。6年生は、自然と独自の文化にあふれつつ、戦争の爪痕を今も残し米軍基地が土地の多くを占めている現実を、実際に学習旅行で体験もしながら見つけ、日本の平和と住民の幸福をどう両立させるのかを考えている。子どもたちの発達に合わせた題材と学習方法の展開を提供していくことで、子どもたちの社会関心、政治関心は高まっていく²⁵⁾。

しかし、学校内で共有されているとは限らない思いを新聞投書で発信している児童・生徒の声、(2)で紹介した学生達の「政治的な話はタブーという風潮」「政治などに触れる機会が少なかった」「普段あまり考えていなかった」と綴っている学生達の声を見るにつけ、現実の多くの学校では、社会関心や政治関心が高まる学習が展開出来ているとは言えない。

以上のことから、「2. 調査結果に見る若者の政治関心」の調査結果をだけ見て、「若者は政治関心が低い」と結論付けてはいけない。その改善は学校教育が担っていると筆者は考える。

6. 子どもの社会的関心と「政治的中立」

何が学校教育における政治教育を抑止してしまっているのだろうか。

それは、政治教育学を提唱する小玉も、先に紹介した林も共通して指摘するとともに、文部科学省が委嘱した主権者教育推進会議も指摘していることである、「政治的中立」に対する学校教育の受け止めの問題である。主権者教育推進会議の最終報告書では「ともすれば政治的中立を過度に意識するあまり教師が指導に躊躇する現状を乗り越え、学校における指導を実際に充実する観点」(p. 10)の重要性を指摘している。

学校長や教頭職も加わっている北海道高等学校教育経営研究会では、現代を「民主主義の質が問われる」時代であり、「賢明な主権者を育成することが一層重要な時代」と定義し、「教師が委縮せずに指導に当たることができるよう寛大なものとなることを期待したい」と書いている²⁶⁾。

「政治的中立」が強調されるようになったのは、1960年代に政府の安全保障政策に対し大きな反対運動が起こった際に、一部大学生や高校生らが過激な行動をとったことに対して、当時の文部省初等中等局長が通達²⁷⁾を出したことが始まりと認識している。しかし、当時と現代では社会状況が大きく変わり、日本国内において大学生・高校生が過激な行動で政治行動する報道を目にすることは少ない。それにもかかわらず、総務省と文部科学省が発行し現在積極的に活用されている副教材の「指導のための指導資料」でも、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」として24ページを割いて詳細に解説している。これらを理解し授業化するとなれば、授業者は過度に神経質にならざるを得ない。

教員が政治教育を躊躇すれば、児童・生徒の政治教養は一層欠乏してしまう。その児童・生徒が将来教員となったとき、政治教育を受けた経験がないために、さらにいっそう政治教育を躊躇してしまう。現代日本の学校教育においては、このような政治教育忌避の連鎖に陥っているものと考えられる。この状況を脱するためにも、教育基本法第14条にある大きな原則のみ確認し、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」等の詳細な解説を抜きにしていくことが必要であると考えられる。

18歳選挙権を獲得した生徒達が日常生活において日本及び世界の社会・政治状況に関

心を持ち、間接的にも直接的にも政治に参加していく生き方を育てていくことは、学校教育のみならず日本社会を活気づかせていく上でも重要であると筆者は考える。そのためにも学校教育は、児童・生徒自身が身近に感じる問題の根源を探究していく中で、その解決に当たっては社会・政治状況の改善が必要であると判断した場合、どのようにして解決が図れるのかを考え、判断し、間接的にも直接的にも社会に対して発信・行動していく力を育成していく政治教育を本格的に展開できるようにしていくべきであると考えている。

参考文献

- 1) 総務省・文部科学省『私たちが拓く未来の社会 活用のための指導資料』2015年「はじめに（総務省挨拶）」では「近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けており、特に若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。」としている。
- 2) 総務省 HP「国政選挙における投票率の推移」を参考にした。また、10代の投票率は、同 HP「国政選挙における年代別投票率について」を参照した。
- 3) 2018（平成30）年度に実施した「我が国と諸外国の若者に関する調査」結果は、7か国の13歳から29歳までの約1000人ずつが寄せた回答に基づいているとされている。
- 4) 歴史教育者協議会、日本生活教育連盟社会科教育分科会などの研究団体の他、教育研究全国集会として開かれている社会科教育分科会では、現代的諸課題に迫る授業実践を蓄積している。
- 5) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ 2015（平成27）年12月8日第2回会議の資料6「総合的な学習について」の、中学校はp. 19の「学習内容」、高等学校はp. 21の「実施内容」全日制普通科の、ともに学年別統計の数値を参考にした。
- 6) 2019（平成31）年に国連子どもの権利委員会は日本の「第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」を採択した。その第13項目で同委員会は日本政府に対して、「条約に関する情報の普及を拡大すること」「子どものためにおよび子どもとともに働くすべての者（筆者が略す）を対象として、条約およびその議定書に関する具体的な研修セッションを定期的実施すること」を促している。
- 7) 1) に同じ
- 8) 総務省 HP「各地方公共団体等の主権者教育の取組状況」で各都道府県等選挙管理委員会の取り組みがリンクで紹介されている。
- 9) 主権者教育推進会議「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」2021（令和3）年3月31日
- 10) 徳水博志『震災と向き合う子どもたち——心のケアと地域づくりの記録』（2018年 新日本出版社）
- 11) 岡本保子「コロナ禍でも、「楽しく学び、繋がり合いたい」と願う子どもたちと活動を創る」（日本生活教育連盟『生活教育』861号 pp. 4-9 2021年 生活ジャーナル）、塚崎幸平「ゼロから創る俺たちの文化祭「メモリアルフェスティバル」（同863号 pp. 17-20）河村陽介「コロナ禍だからできたこと」（教育研究全国集会2021 生活指導・自治的活動分科会提出レポート）など
- 12) 2021（令和3）年6月8日文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例について」では、「校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です」とした。
- 13) 東京都世田谷区にある私立大東学園高等学校は、校則や授業改善などによる協議を、早くから生徒と保護者と教員の三者で行う機関を設け、それを教育理念に位置付けている。
- 14) 生徒会に関して実態調査した事例がなかなか見当たらない。そこで、千葉市内の中学校の生徒会活動

- の実態として、自身が若者参画・生徒会活性アドバイザーを務めている中で得た調査結果を公表している記事「データ調査をしたら「生徒会長選挙実施はわずか7%」だった。千葉市の先導的取り組み」を参考にした。<https://news.yahoo.co.jp/byline/takahashiryoei/20170424-00070181>
- 15) 「2023年高校生も裁判員」(中日新聞10月21日朝刊 27面)
 - 16) 小玉の著作からの引用は全て、小玉重夫『政治教育学を拓く——18歳選挙権の時代を見すえて』(2016年 勁草書房)を参考にした。
 - 17) 林の著作からの引用は全て、林大介「18歳選挙権と政治教育」(日本選挙学会年報『選挙研究』32巻2号 pp. 71-76 2016年 木鐸社)を参考にした。
 - 18) 白井利明「児童生徒の自己形成と進路指導・キャリア教育」(春日井敏之・山岡雅博編著『新しい教職教育講座 教職教育編① 生活指導・進路指導』第8章 pp. 125-139 2019年 ミネルヴァ書房)
 - 19) 中妻雅彦「子どもたちの発達課題と生徒指導」(同上第3章 pp. 41-55)
 - 20) 鎌倉博「有権者である大学生を意識した全学共通選択科目「総合的な学習」の授業の試み」(名古屋芸術大学2020年『キャリアセンター紀要』第9号 pp. 49-69)
 - 21) 一般財団法人日本若者協議会が「[学校内民主主義]を考える検討会議」を設置した。協議会が行った学生アンケート等を元にしながら6回の検討会議を経て、「[学校内民主主義]に関する提言」にまとめた。
 - 22) すべて中日新聞朝刊記事。2021(令和3)年10月19日「長期入院の高校生 支援手薄 オンライン授業に女性を」、同日「[お母さん食堂]廃止 PB 女子高生提起で議論」、同年10月23日「温暖化ヤバい 14~20歳霞が関で訴え」を参考にした。
 - 23) 2015(平成27)年10月29日文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について」第3の3(3)
 - 24) 和光小学校の総合学習実践に関しては、行田稔彦他編著『和光小学校の総合学習』3巻シリーズ(2000年 民衆社)及び『和光鶴川小学校の計画と実践』3巻シリーズ(1999年 旬報社)、鎌倉博『きらめく小学生——自由な教育の中で育つ子どもたち』(2013年 合同出版)などがある。
 - 25) 和光学園で育った国際ジャーナリスト堤未果は、『デジタル・ファシズム——日本の資産と主権が消える』(2021年 NHK 出版新書)の第9章「教科書のない学校」として、考える授業・自分の意見を持つ授業の大切さを私立和光小学校で学び育った自らの体験として著している。
 - 26) 広田照幸監修『高校生を主権者に育てる——シティズンシップ教育を核とした主権者教育』(2015年 学事出版)
 - 27) 1969(昭和44)年10月31日文部省初等中等教育局長通達「高等学校における政治的教養と政治活動について」